

第3回調達等の在り方に関する検討会 議事概要

1. 開催日時：2020年10月12日（月）15:00～17:00
2. 場 所：経済産業省本館17階第4～5共用会議室
3. 出席者：梶川委員長、梅野委員、金子委員、
川澤委員、木村委員、藤居委員

（議事次第）

1. 持続化給付金事務事業の中間検査について
2. 調達等の在り方について

（議事概要）

今里中小企業政策上席企画調整官より資料1、佐々木会計課長より資料2に沿って説明がされ、議論が行われた。委員から出された意見は以下のとおり。

<持続化給付金事務事業の中間検査について>

- 履行体制図については、今回のように解説と併せて公表しないと、履行体制図単独では逆に色々な不明点が増えるのではないかと。
- 事後的なチェックを見据えると、相見積もりの原則徴収の重要性をもう少し事前に周知する必要があるのではないかと。今回の中間検査では、相見積もりがないが故にマンパワーを要したのではないかと。
- 今回の中間検査において、経済性を欠く不当な請求とまでは言えずとも市場実態から少し外れたものが見受けられたのであれば、それは緊急かつ大規模な事業に対する今後のルール作りに生かすべきではないかと。
- 中間検査を網羅的に行うのはなかなか難しいと思うので、今後、中間検査をどこまでやっていくかを考えるにあたっては、抜き打ちで行うことも含め、コストとのバランスを取って考えていく必要がある。中間検査のコストは一般管理費の上昇にもつながるため、やみくもに中間検査を行い、事業者の一般管理費のコストを上げ、応募のインセンティブを下げることになれば、好ましくない結果になってしまう。
- 事業成果に対する「対価」や「報酬」について、第三者専門家からの指摘事項にもあるので、長期的な課題として今後フォローしていってもら

いたい。

<調達等の在り方について>

1. 入札公告前から入札までのルールの在り方

1-1. 入札公告・公募前の事前接触

○ これまでの検討会における意見について、事務局の整理に違和感なし。

1-2. 入札・公募審査の透明性の確保

○ 前回も指摘したが、入札者・応募者が少数の場合には事業者名と評価結果の対応関係が特定しやすくなるため、どのような方法で公表するかは引き続き検討が必要。

○ Go Toイベントの審査結果を見ると、応募資格や情報管理体制で「否」と評価されているグループがあるが、審査委員の間で評価が分かれているところでもあり、今後、そもそも資格がないという厳しい判断がなされた場合は、もう少し丁寧に説明があっても良いのではないか。

1-3. 入札・応募資格

○ これまでの検討会における意見について、事務局の整理に違和感なし。

1-4. 再委託・外注比率低減への取組

○ 事業者のニーズがあるのであれば、ジョイントベンチャー方式の採用は検討の余地がある。一方で責任の所在が曖昧にならないよう注意が必要。

2. 落札者決定後のルールの在り方

2-1. 再委託・外注の適切性の確認

○ 再委託・外注の適切性の確認（再委託の理由、履行体制）は、契約者決定後だけでなく、契約者が決定する前の審査の段階でも確認することを検討すべきではないか。

○ 「総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分」を再委託・外注していないことを、具体的にどのように評価していくかは検討が必要。

○ 再委託・外注先が委託先の関連会社の場合は、競争性の確保が難しいため、適切性をどのように確認するかは検討が必要。

2-2. 再委託費・外注費の適切性の確認

○ これまでの検討会における意見について、事務局の整理に違和感なし。

2-3. 一般管理費の取り扱い

- 前回も指摘したが、再委託と外注でどの程度違いがあるのか。事前の審査で再委託費と外注費とを区分することは難しいのではないか。会計ルール上は両者を同様に扱うのであれば、その方向性で良いと思う。
- 総合評価方式における技術審査の評価項目の中に一般管理費の要素を盛り込む等、一般管理費においても競争性を導入できれば良い。
- 一般管理費率の上限数値をエビデンスベースで検討する観点から、実際に経済産業省の事業を受注した事業者が一般管理費率をどの程度に設定しているかは確認してみるべき。
- 一般管理費の位置付けとして、事業成果の報酬やインセンティブという側面をどこまで含めて考えるかも検討するべき。

3. 追加の論点

3-1. 履行体制図の作成・公表

- 再委託・外注の適切性の証明には、きちんと整った履行体制図の公表が何より証拠となる。公表しても不明点が浮かび上がってくるようなものにならないよう、公表範囲・内容の設定には注意が必要。
- 事業者に対しても履行体制図の公表について契約時に定めておくべき。他方、緊急かつ大規模な事業で最初から履行体制全てを確定させておくのは難しいと思うので、契約の途中での変更は認めるべき。
- 公表の範囲については、行政事業レビューシートと要件をそろえると整合性を保ちやすいのではないか。

3-2. 情報取扱者名簿及び情報管理体制

- 情報セキュリティの確保と、大規模な事業において全てを記載する現実的な実現可能性とのバランスが難しいが、事業規模によっては一定の配慮は必要。ただし、いずれにしても再委託先・外注先においてもきちんとした情報管理を義務付けることが重要。

3-3. 間接補助金公募における競争性確保

- 一者応募の回避について、法律上や現実の手続き上の障害がないのであれば、委託費と同様の措置をとるべき。